

中小企業の賃上げを支援します！

中小企業賃上げ環境整備支援事業

中小企業等賃上げ促進事業

令和8年4月9日（木）

知事定例記者会見資料

<中小企業賃上げ環境整備支援事業に関すること>

産業部経営支援課

森田、油谷、高嶋（内線62861、62862、62885）

<中小企業等賃上げ促進事業に関すること>

産業部人材・雇用政策課

上山、川井、大森（内線62961、62962、62964）

中小企業の現状

人手不足や物価高騰のなか、価格転嫁も進まず経営は逼迫し、賃上げの原資が生み出せない

人手不足

物価高騰



どうすれば……

持続的な賃上げを実現するには省力化・生産性向上が不可欠

そのためには企業の積極的な設備投資や売上拡大にかかる取組が重要



そこで

がんばる中小企業の生産性向上・賃上げを支援します！

- ✓ 身近な商工会議所・商工会によるサポート！
- ✓ 最大**500万円**補助！

- ✓ 賃上げを行った従業員一人あたり**5万円**を支給！

賃上げを条件に、中小企業等が行う省力化、収益力の向上に資する設備投資などに対して補助するとともに、強力な後押しとして現金支給を行い、中小企業等の**生産性の向上**と**更なる賃上げ**を促進します！

中小企業賃上げ環境整備支援事業の概要



補助対象となる事業者

県内に所在する中小企業者等※1であり、次の要件を満たす者

- (1) 持続的な賃上げの取組について、**商工会議所または商工会の支援**を受けていること
- (2) 実績報告時における直近1か月分（令和8年11月まで）の給与支給総額※を、令和8年3月と比べて**2.9%以上増加**させること

※1 中小企業等経営強化法に掲げる中小企業者等

※2 賃上げ前及び賃上げ後の両方の賃金台帳に登載された全従業員（非常勤を含む。）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、法定福利費、福利厚生費及び退職金を除く。）で、役員報酬を除く



補助対象経費等

補助対象経費：省力化や収益力向上に資する設備投資、システム構築費、クラウド利用費、広告宣伝費など

補助率：中小企業 1/2以内
小規模事業者 2/3以内

補助上限額：500万円（下限額：50万円）

※交付決定日～令和8年12月25日（予定）までに支払いが完了した経費が対象



その他

申請期間：**令和8年5月末頃～7月末（予定）**

事務局及び申請書の提出先：**奈良県商工会連合会**（問い合わせ先・提出方法等は後日お知らせ）

中小企業等賃上げ促進事業の概要



支給対象となる事業者

県内に所在する中小企業者等※1であり、次の要件を満たす者

- (1) 正規及び非正規雇用労働者（週所定労働時間20時間以上）の賃金※2を、令和8年3月と比べて令和8年9月までに**3.9%以上増加**させること
- (2) 国、県又は市町村が実施する、給与等の支給額にかかる負担を軽減することを主な目的とした補助金等※3の交付を受けていないこと

※1 中小企業基本法第2条に掲げる中小企業者等、法人税法別表第2又は別表第3に該当する一般社団法人等

※2 正規雇用労働者は基本給、非正規雇用労働者は時間給等

※3 キャリアアップ助成金の一部（労働局）、介護・障害福祉・医療分野における賃上げ支援事業（奈良県）など



支給要件等

支給額：賃上げを行った従業員一人あたり5万円

上限人数：1事業者あたり40人（200万円）

その他：奈良県又は国が実施する、働きやすい職場づくりに取り組む事業者に対する認証や表彰を受けている事業者を優先

（例）奈良県実施：「社員・シャイン職場づくり推進企業登録」、「SDGs企業認証」など
厚生労働省（労働局）実施：「えるぼし認定」など



その他

申請期間：**令和8年8月頃～10月末（予定）**

事務局及び申請書の提出先：未定（問い合わせ先・提出方法等は後日お知らせ）